

港湾空港部

令和6年（2024年）8月26日調製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 函館市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の 基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を 定める条例の骨子 -----	1～4
2 令和5（2023）年度株式会社函館国際貿易センター 決算の報告について -----	5～7

1 函館市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の骨子

(1) 制定理由

函館市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例により定められた工場立地に関する準則に代えて適用すべき準則を定めるため

(2) 条例の内容

第1 趣旨

この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第9条第1項の規定に基づき、函館市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成24年函館市条例第47号）により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

第2 定義

この条例における用語の意義は、工場立地法（昭和34年法律第24号）の例による。

第3 適用区域ならびに緑地および環境施設の敷地面積に対する割合

この条例を適用する区域の範囲ならびに当該区域における緑地および環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
函館市港町2丁目36番のうち、港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3の規定に基づく函館港港湾計画において定められた港町地区の港湾関連用地の区域	100分の1以上	100分の1以上

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律附則第2条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例（平成31年函館市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律附則第2条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例（平成31年函館市条例第11号）
新旧対照表【附則第2項関係】

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>この条例の施行前にこの条例による廃止前の函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律附則第2条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の適用を受けた工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項に規定する特定工場（以下「特例特定工場」という。）において、この条例の施行後に生産施設（同法第4条第1項第1号に規定する生産施設をいう。以下同じ。）の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、<u>函館市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成24年函館市条例第47号）第3条の規定に適合する緑地（同号に規定する緑地をいう。以下同じ。）および環境施設（同号に規定する環境施設をいう。以下同じ。）の面積の算定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める表に規定する式により行うものとする。</u></u></p> <p><u>（1）特例特定工場が工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）別表第1の上欄に掲げる1の業種に属する場合 附則別表第1</u></p> <p><u>（2）特例特定工場が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合 附則別表第2</u></p> <p>3 <u>前項の規定は、この条例の施行の日から起算して10年を経過した日に、その効力を失う。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>

附則別表第 1 (附則第 2 項關係) (略)

附則別表第 2 (附則第 2 項關係) (略)

2 令和5（2023）年度株式会社函館国際貿易センター決算の報告について

株式会社函館国際貿易センターにおいては、官民協働体制の下、産業支援、貿易促進、ふ頭業務という3つの事業に取り組んできた。

（1）事業内容

ア 産業支援事業

- ・地域企業に対する貿易相談業務
- ・コンテナ貨物集荷支援活動をはじめとする各種ポートセールス業務

イ 貿易促進事業

- ・シンガポール等との取引業務

ウ ふ頭業務事業

- ・港町ふ頭コンテナヤード施設管理業務

（2）貸借対照表

令和6（2024）年3月31日現在

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	11,621,247	【流動負債】	9,071,964
現金・預金	1,610,144	買掛金	125,450
売掛金	9,045,798	短期借入金	4,500,000
前払費用	110,000	未払費用	2,516,874
仮払金	855,300	未払法人税等	206,000
未収還付法人税等	5	未払消費税等	796,172
		未払金	855,300
		預り金	72,168
		【固定負債】	1,002,000
		長期借入金	1,002,000
		負債の部合計	10,073,964
		純資産の部	
		【株主資本】	1,547,283
		資本金	30,000,000
		利益剰余金	△28,452,717
		利益準備金	478,000
		その他利益剰余金	△28,930,717
		繰越利益剰余金	△28,930,717
		純資産の部合計	1,547,283
資産の部合計	11,621,247	負債および純資産の部合計	11,621,247

(3) 損益計算書

令和5（2023）年4月1日から令和6（2024）年3月31日まで

(単位：円)

【売上高】		
売 上 高	46,864,822	
輸 出 売 上 高	18,865,430	
売 上 高 合 計		65,730,252
【売上原価】		
仕 入 高 合 計		19,311,446
売 上 総 利 益 金 額		46,418,806
【販売費および一般管理費】		
販売費および一般管理費合計		46,823,877
営 業 損 失 金 額		405,071
【営業外収益】		
受 取 利 息	43	
為 替 差 益	8,887	
雑 収 入	1,128,680	
営 業 外 収 益 合 計		1,137,610
【営業外費用】		
支 払 利 息	20,431	
営 業 外 費 用 合 計		20,431
経 常 利 益 金 額		712,108
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		712,108
法 人 税 等		206,000
当 期 純 利 益 金 額		506,108

(4) 株主資本等変動計算書

令和5（2023）年4月1日から令和6（2024）年3月31日まで

(単位：円)

【株主資本】			
資本金	前期末残高		30,000,000
	当期末残高		30,000,000
<hr/>			
利益剰余金 利益準備金	前期末残高		478,000
	当期末残高		478,000
<hr/>			
その他利益剰余金 繰越利益剰余金	前期末残高		△29,436,825
	当期変動額	当期純利益金額	506,108
	当期末残高		△28,930,717
<hr/>			
株主資本合計	前期末残高		1,041,175
	当期変動額		506,108
	当期末残高		1,547,283
<hr/>			
純資産の部合計	前期末残高		1,041,175
	当期変動額		506,108
	当期末残高		1,547,283

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当期事業年度末の末日における発行済株式の数

普通株式 600株